

海外派遣プログラム出張報告書
—McDermott Will & Emery 法律事務所パリオフィスを訪問して—
オルテガ マリア

I. 概要

私は、2015年7月1日から7月31日までの1ヶ月間、McDermott Will & Emery 法律事務所パリオフィスをインターンさせて頂きました。McDermott Will & Emery 法律事務所は、アメリカシカゴに80年前に設立された法律事務所であり現在は世界各国に事務所を構える国際的な法律事務所です。世界的には1,100人を超える弁護士が所属し、パリオフィスには、弁護士約40人、スタッフ、インターンも含めると80人程度が所属する事務所です。近年著しく成長しており、来年に向けてさらに弁護士の数が増えるという事です。

以下に、インターン生として行った業務、学んだ事を報告させて頂きます。

II. 業務内容

(i). 概要

インターンにあたり事務所におけるインターン生の位置付けをご紹介します。事務所は、常に世界各国からのインターン生を受け入れている状態で、私とともにインターンを開始したインターン生は、フランスから2人、スペイン、カメルーンから各1人でした。これに加えて、すでにインターンを開始していた人、私のインターン中にインターンを開始した人なども合わせると、ベルギー、アイルランド、カザフスタンなどから総勢16人のインターン生が所属していました。インターン生のほとんどが6ヶ月程度の長期間インターン生として業務を行っています。フランスの大学を卒業している人のほとんどは、日本の司法修習の一環としてインターンを行っていました。そのため、長期、短期を問わず事務所内においてインターン生の位置付けは、リサーチをはじめとして文書作成や事案について意見を示したり、会議への出席、出張をするなど本格的なものが多く、事務所の一員という印象でした。私は、た Jacques Buhart 弁護士に担当をして頂き、Japanese Trainee として、興味のある分野であった競争法を中心に主に日本のクライアントが関わる案件に携わらせて頂きました。

(ii). 翻訳業務

派遣先は、日本のクライアントが多いためクライアントに有益となりうる記事を McDermott Will & Emery 法律事務所全体のパートナーやアソシエイトが書き、これをニュースレターとしてまとめクライアントに提供することが企画されていました。そのため、このニュースレターの刊行に関して様々な翻訳業務を行いました。

ニュースレター刊行の際の冒頭の挨拶に始まり、ニュースレター掲載の記事を2個ほど一人で翻訳し、ブリュッセルオフィスに派遣されていた生川君と共に全部で五つの記事を

翻訳しました。記事のテーマは、全体では知的財産に関する欧州や米国の最新の動向を踏まえたものが大半でした。いずれの記事も専門用語が多く使われていたため、用語に間違いが無いよう関連する日本語の論文を探し、これを一通り読むなどして正確な翻訳に努めました。記事内で紹介されている判決に沿った日本語の論文、記事などが参考になりました。個人的には、知的財産に関してロースクールで学習する機会が無かったため少し不安でしたが、知的財産について学ぶとても良い機会となりました。翻訳するにあたり一言一言とても神経を使いましたが、生川君やワシントンオフィスで弁理士として努めておられる日本人の方や日本人弁護士に翻訳した記事を添削して頂く機会もあり、言葉を緻密に選ばなければならないことの大変さを実感しました。このような機会はロースクールを卒業した段階では、とても得難いものであり、とても良い勉強になりました。

他にも、スペイン語圏のある国の政府調査委員会が作成した報告書を、ニューヨークオフィスのパートナーの要請を受けたパリオフィスでスペイン語圏の事案を担当しているパートナーの指示の下、共に入所したスペイン人のインターン生と共に英語への翻訳業務なども行いました。

(iii).競争法に関連する業務

欧州委員会の競争総局が公開している企業結合の申請およびその決定の動向等を調べ、その中における日本企業の動向を6月からインターンを終えるまでの間アップデートし続けました。何度か担当の先生に動向を報告し、競争総局から合併審査に関して正式な決定が掲示されれば、この正式な決定の本文を探して、印刷したものを担当の先生に渡すなどの業務も行いました。最終的にインターンが終了する日に競争総局の決定に関する新たな決定が出ていないかなどを確認した上で最新の報告書を提出しました。インターンの開始から終了まで携わった業務です。

その他にも、クライアントである日本企業が作成した競争法遵守規程を日本語から英語へ翻訳する業務も行いました。各国の法律にアジャストする前の英語でのプロトタイプを作成するため、翻訳とともに、同じ会社の前年度やその前の年度の遵守規程を比較しながら変更がなされた点を比較する文書の作成が求められました。日本語から英語への翻訳ということで正しいタームを用いているか否か、他の解釈の余地が残るのかなど一番神経を使った業務であったと思います。翻訳が完成した後は、新年度の遵守規程における変更を踏まえての意見を他のパートナー弁護士に求められました。クライアントが現在直面している裁判や問題も考慮しつつ、日本における独禁法の社内遵守規程に関する論文等も踏まえて、さらに具体的な文言が盛り込まれるべき点などを示しました。正直なところ、一インターン生に具体的な案件の意見まで求められるとは考えていなかったもので、少し驚きましたが、案件を担当されていた先生は真面目に意見を聞いてくれ、それを踏まえた上で考えを共有し、意見交換をする事ができました。インターン生であっても意見を尊重して下さっていると感じとても新鮮でした。

(iv).リサーチ、メモランダムの一部作成等

日本企業が関わっている案件において、EU 競争法上、第三者として問題解消措置の内容についての開示を競争総局に求めることができるかについてのリサーチと短いメモランダムの作成を担当の Buhart 弁護士の指示に従い行いました。このリサーチは、10 ページにもなるメモランダムの一部としてクライアントに送られたものです。この業務を通して、慣れていない環境下でのリサーチの大変さや、競争総局のページから情報を探す単純な事柄であっても探すところがわからなければ大いに時間がかかってしまうことを実感しました。そのため、慣れているフランスのインターン生と共に働けたのはとてもあり難く、まさに教科書の上では学べない実務でしか得ることができない知識を得ることが出来たと感じました。

(v).会議等への参加

2 週間に一回パリオフィスの弁護士とインターン生全員が出席を求められる全体会議に出席しました。会議は、弁護士がメインとなって、その時扱っている案件について進行状況や問題点、感じたことなどについて議論をするものでした。普段の業務ではお会いすることができない弁護士方の話を聞けるととても良い機会でした。また、全体会議は、朝食を囲みながら行うもので、皆さんフランクに案件に対する意見を述べているのが印象的でした。

その他、様々な場面でアメリカなど他国のオフィスのパートナーなども交えた日本企業関連の案件についてのテレカンファレンスやビデオカンファレンスに参加させて頂きました。中には、発言が求められるものもありましたが、いずれも日本からのインターン生であることを踏まえてのものでした。

III. レポート

ここでは、業務全体を通して感じたこと、考えたことを書かせて頂きます。

今回、インターン生として McDermott Will & Emery 法律事務所に派遣して頂き大変多くの貴重な体験をすることができました。ロースクール在学中は国際的な分野の授業を多くとり実務に関わっている先生方や企業法務の方とお話をする機会がありました。その際に、よく聞いた話として、企業側は訴訟や相談の内容によって法律事務所を使い分けているというものがありました。その棲み分けでは、海外案件を任せる外資系法律事務という国内とは別に案件をお願いする事務所もあると聞いておりました。まさに今回インターンをさせて頂いた McDermott Will & Emery 法律事務所は、訴訟や法律問題が海外である程度煮詰まった状態の案件に携わっている法律事務所でした。

Buhart 弁護士の配慮で日本関連の案件に携わることができましたし、先生から常に

McDermott Will & Emery 法律事務所で扱っている日本関連案件の資料や進行状況などが送られてくる状態でした。クライアントとなる企業は、いずれも日本の大手企業ばかりで、扱った案件の中には有名な事件なども含まれていました。競争法関係の日本企業案件は、かなり厳しい守秘義務を負わなければならないにも関わらず信頼して参加させて下さった先生方にとっても感謝しております。

また、様々な業務を総じて感じたのは、企業法務に携わる弁護士は法曹でありながら法分野では収まりきらないビジネス的な側面が想像以上に強かったということです。法律の知識があるか否か以上にクライアントとの関係構築、気遣い、ビジネス戦略上の助言がかなり求められているのだと感じました。これは、Buhart 弁護士の配慮でクライアントの方と面会する機会を与えられた際にとっても感じました。先生のクライアントに対する気遣い、案件に対する姿勢、先を見据えたクライアントへの助言や企業全体のビジネス戦略を考えての法分野からのアシストがあつてこそ企業との間での信頼関係が築けるのだと感じました。もちろん Buhart 弁護士のみならず事務所全体の先生方から同様の配慮やビジネスマンとしての感覚が強いということも感じました。現場の先生方と働かせて頂く長い期間があつたからこそ得られたものだと感じております。

コミュニケーションの側面では、事務所内で勤めていらっしゃる先生方はほとんどがフランス人ですが、インターン生をはじめスタッフの方々全員が英語を話すことができました。英語でのコミュニケーション及び業務が出来て当然の世界でした。そして、弁護士、インターンの方は、それに加えてもう 1 ヶ国語が話せる方がほとんどでした。若い世代ほど英語を当然のように扱っている傾向が見られました。日本のように英語ができれば持て囃されるような社会ではもう時代遅れだと切に感じました。フランス語ができればさらに親しく出来るのですが、英語が問題なく話せれば事務所内では十分な信頼関係が気づけると感じました。言語のみならず、インターン生や先生方ともっと親しくなろうという姿勢も重要だと思いました。特に、インターン生はランチを通して仲良くなれるので、その場を通して他の案件の話などを聞いたりすることもできましたし、特に各国の法曹事情などは大変興味深いものでした。

IV.謝辞

最後になりますが、今回、未来に活かすことができる多くの貴重な体験をできたこの素晴らしい機会を与えて下さった岩村先生、神田先生、藤田先生、そして幾度となくお世話になった事務局の小疇様に心から感謝申し上げます。そして、インターン中、より多くの経験を得ることができるよう常に配慮して下さった Buhart 弁護士をはじめとする McDermott Will & Emery 法律事務所で一緒に働く機会を与えてくださった先生方、そし

て、滞在中いつも助けの手を差し伸べてくれたインターン生一同、スタッフの方々、ご支援いただいた皆様に心より感謝申し上げます。今回の経験を将来の糧として社会に貢献できる人材となれるよう日々精進して参りたいと思います。

